「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を 改正する省令」及び「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を 改正する省令」について

> 令和4年11月 農林水産省 国土交通省

1. 省令の改正趣旨

今般「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。)に関し、「農林水産省は、国土交通省と連携し、(中略)新制度における『畜舎等』の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて事業者の意見を聴取したうえで検討し、速やかに結論を得る」こととされた。

本規制改革実施計画を踏まえて実施した農業者との意見交換会(令和4年7月)及び地域産業活性化ワーキング・グループ(令和4年10月)において、畜舎と一体的に建築及び利用される貯水施設、畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び発酵槽(以下「保管庫等」という。)は、畜舎特例法の対象となっていないため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく手続きを行う必要があることや、建築基準法関係規定に適合させるための負担が大きく、畜舎特例法の効果が限定的になっていることが課題として明らかとなった。こうした課題を踏まえ、専門家と審議を行った結果、保管庫等の特性に応じた利用基準及び技術基準を規定するのであれば、保管庫等を畜舎特例法の対象施設に追加することは問題ないとの結論を得たところ。

以上を踏まえ、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省令第69号。以下「農林水産省令」という。)を改正し、畜舎特例法の対象施設である「畜舎等」に新たに保管庫等を追加するとともに、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「共管省令」という。)を改正し、保管庫等の畜舎建築利用計画の認定に係る基準の整備等を行うこととする。

また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 省令の規定内容

- (1) 農林水産省令の一部改正
- ① 家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設への対象追加(農林水産省令第1条関係)

次に掲げる施設を新たに追加する。

・家畜の飼養の用に供する施設に付随する施設(家畜の飼養の用に供する施設の敷地 又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等がされ、当該家畜の飼養の用に 供する施設と一体的に利用される施設をいう。)であって、次に掲げるもの

- イ 畜産経営に必要な貯水施設その他これに類するもの
- ロ 飼料又は敷料その他の畜産経営に必要なものの保管のために使用するもの
- ハ 農業用トラクターその他の畜産経営に必要なものの保管のために使用するもの
- ② 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設への対象追加(農林水産省令第2条関係) ※「畜産業用倉庫」及び「畜産業用車庫」は仮称

次に掲げる施設を新たに追加する。

- ・高さが8メートルを超える発酵槽その他これに類するもの(以下「発酵槽等」という。)
- ・家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に付随する施設(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等がされ、当該家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設と一体的に利用される施設をいう。)であって、次に掲げるもの
 - イ 家畜排せつ物の処理に必要なものの保管の目的のために使用するもの(以下① ロと合わせて「畜産業用倉庫」という。)
 - ロ 農業用トラクターその他の家畜排せつ物の処理に必要なものの保管の目的のために使用するもの(以下①ハと合わせて「畜産業用車庫」という。)

(2) 共管省令の一部改正

① 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る技術基準の整備 (新設)

畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の技術基準は、現行の畜舎等に係る基準に加え、当該施設における火災時の危険性を考慮し、次に掲げる防火規定への適合を求めることとする。ただし、2)~5)の規定については、畜産業用倉庫にあっては床面積3,000 ㎡以内、畜産業用車庫にあっては床面積500 ㎡以内であって、周囲に延焼防止上有効な空地があるものは適用除外とする。

- 1) 大規模の建築物の主要構造部等(建築基準法第21条第1項)
- 2) 防火壁等(建築基準法第26条)
- 3) 特殊建築物の主要構造部等(建築基準法第27条第3項第1号)
- 4) 特殊建築物等の内装 (建築基準法第35条の2)
- 5) 隔壁の設置(建築基準法第36条、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第114条第3項並びに同条第5項において準用する同令第112条第20項及び第 21項)

② 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る利用基準の整備(共管省令第63条関係)

畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の利用基準は、原則として現行の畜舎等に係る基準と同一とするが、①に掲げる防火規定のただし書きの規定の適用を受けるものである場合においては、現行の共管省令第63条第1号から第7号までに規定する利用基準のほか、追加で、次に掲げる利用基準への適合を求めることとする。なお、同条第4号の規定において、畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び堆肥舎で避難上有効に直接外気に開放されたものについては、二以上の避難口が特定されていることを求めないこととする。

- ・ 畜産業用倉庫には飼料又は敷料その他の畜産経営に必要なもので主務大臣が定める もの、畜産業用車庫には農業用トラクターその他の畜産経営に必要なもので主務大 臣が定めるもの以外のものを保管しないこと。
- ・施設内において、火気を使用しないこと。
- ・消火器を備えるとともに、定期的な点検等により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。
- ・保管物品と自動車を同一の施設内で保管する場合は、保管物品及び自動車を間仕切 壁又は戸で隔てて保管すること。
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、必要な採光を行うこと。
- ・床面積が 500 ㎡を超える畜産業用倉庫は、床面積 500 ㎡以内ごとに1以上の避難口を特定すること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについてはこの限りでない。

③ 発酵槽等に係る技術基準及び利用基準の整備(新設及び共管省令第63条関係)

発酵槽等の技術基準として、当該施設の構造安全性等を確保するため、共管省令第7条、第16条、第17条、第18条第1号、第28条、第31条及び第87条第2項(第31条に係る部分に限る。)の規定を準用するとともに、次に掲げる規定を定める。

- ・原則、組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。 (建築基準法施行令 第141条第1項第1号)
- ・建築基準法施行令第 141 条第 2 項において準用する同令第 139 条第 1 項第 4 号イの 規定に適合すること。

また、都市計画法(昭和43年法律第100号)第八条第二号の二に規定する特定用途制限地域内において、発酵槽等が条例で制限が定められた用途に供する工作物に該当する場合には、共管省令第52条、第53条、第55条第5項、第58条第1項及び第9項並びに第62条の規定を準用する。

なお、発酵槽等の利用基準として、共管省令第63条第6号の規定を準用する。

④ 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る畜舎建築利用計画の記載事項(共管省令第66条関係)

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合にあっては、当該施設に保管する物品の種類及び当該施設に係る畜舎又は堆肥舎の所在地を申請時の計画記載事項に追加する。

⑤ 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る畜舎建築利用計画の認定基準(共管省令第70条関係)

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合にあっては、当該施設に保管する物品が畜産経営のために必要なものであることを認定基準に追加する。

⑥ 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る畜舎建築利用計画の軽微な変更(共管省令第73条関係)

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合において、次の変更を軽微な変更に追加する。

・畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が付随する畜舎又は堆肥舎の数の増減に係る変更

- ・ 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に保管する物品の変更であって、変更後も畜産経営 に必要な物品であることが明らかな変更
- ⑦ 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る利用の状況の報告(共管省令第91条関係) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫について行う定期的な利用状況報告には、当該施設 内における物品の保管状況を明らかにする写真を添付しなければならないこととす る。
- ⑧ その他所要の規定の整備

3. 今後のスケジュール (予定)

令和 5 年 1 月頃 公布 令和 5 年 4 月 1 日 施行